

石川県内自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに1件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、大型トラクタ・コンテナセミトレーラが交差点左折時に、横断歩道周辺の交通状況を十分に確認しないまま進行し、横断歩道を車両左側から青信号に従って横断していた小学生に衝突しトレーラで轢過した事故です。

この事案は、車両の特性等を踏まえた安全確認の方法や運転操作などについて、運転者に対する指導教育が不十分であることなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴事業者において本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただきますようお願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

- ・大型トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（徳島県小松島市）
：別紙1

※事業用自動車事故調査報告書（報告書）については、以下のURLより確認願います。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

【事故概要】

- ・日時：令和3年12月16日 7時37分頃
- ・概要：信号機が設置された十字路交差点において、大型トラクタ・トレーラが左折する際、左折方向の横断歩道を青信号に従って横断していた小学生に衝突し、トレーラで轢過。この事故により、小学生が死亡した。

【原因】

○運転者

- ・横断歩道の手前で一時停止または徐行するなどして**横断歩道周辺の交通状況**を十分に確認しないまま左折進行。

○事業者・運行管理者

- ・指導・監督指針に基づく**運転者に対する教育が不十分**。
- ・死角範囲や内輪差といった車両の特性等に合わせた**安全運転の確保は運転者の経験任せ**

【再発防止策】

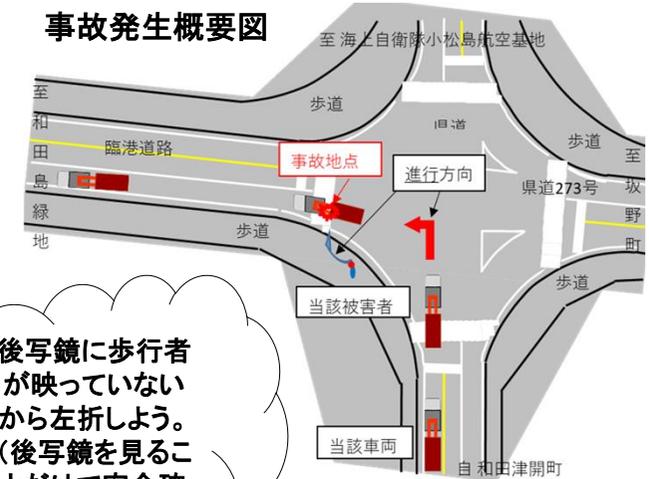
- 特に左折時に歩行者等を見かけたときは、その動静に細心の注意を払いつつ、**横断歩道手前で必ず一時停止して、安全を十分確認した上で進行**。

→運転者

- 指導・監督指針に基づき、**運行の安全を確保するために必要な教育を定期的に実施するなど**、適切な運行管理を徹底。→事業者

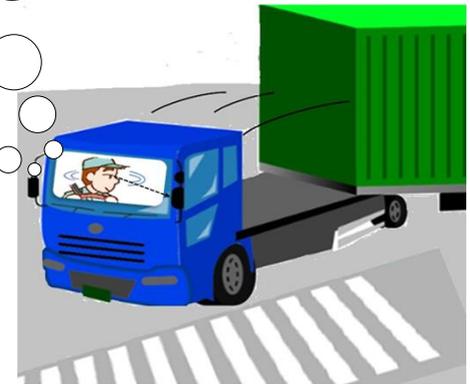
- 死角範囲や内輪差といった**車両の特性等を踏まえた安全確認の方法や運転操作に対する指導の徹底**。→事業者・運行管理者

事故発生概要図



後写鏡に歩行者が映っていないから左折しよう。(後写鏡を見ることだけで安全確認)

歩行者よりも先に左折してしまおう。(一時停止を怠る)



- ・一般的な指導及び監督12項目
- ・大型車両の死角範囲、内輪差
- ・大型車両の特性を踏まえた安全確認方法
- ・横断歩道手前での一時停止

